

平成 25 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 4 回臨時会	4 月 25 日	開 会
	4 月 25 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 25 年 4 月 25 日（木曜日）

第 4 回南三陸町議会臨時会会議録

平成25年第4回南三陸町議会臨時会会議録

---

平成25年4月25日（木曜日）

---

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

會計管理者兼 出納室長	佐藤 秀一 君
總務課長	三浦 清隆 君
企画課長	阿部 俊光 君
町民稅務課長	佐藤 和則 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	佐藤 孝志 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
總務課課長補佐	三浦 浩 君
總務課上席主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育總務課長	芳賀 俊幸 君
生涯學習課長	及川 庄弥 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 部 敏 克
主幹兼總務係長 兼議事調査係長	三 浦 勝 美

---

議事日程 第1号

平成25年4月25日（木曜日）

午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第51号 財産の取得について
- 第 8 議案第52号 財産の取得について
- 第 9 議案第53号 財産の取得について
- 第10 議案第54号 業務委託契約の締結について
- 第11 議案第55号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

第4回臨時会でございます。桜の花も満開になりまして、春爛漫ということでございます。復旧・復興が加速なりますよう、議員の皆さん、それから執行部の皆さん頑張ってくださいと思います。

本会議開催前に、当局より4月1日付人事異動に伴い、議場出席課長の異動がありましたので、議会に紹介したい旨、申し入れがありましたので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

それでは、4月1日付で人事異動がございまして、議場出席者の管理職にも異動がございましたので、私から異動があった職員についてご紹介申し上げます。

まず、総務課長三浦清隆、前職は復興企画課長でございます。

企画課長阿部俊光。前職は町民税務課長でございます。

○企画課長（阿部俊光君） よろしく申し上げます。

○総務課長（三浦清隆君） 町民税務課長佐藤和則、前職は町民税務課課長補佐兼納税係長でございます。

○町民税務課長（佐藤和則君） おはようございます。よろしく申し上げます。

○総務課長（三浦清隆君） 復興用地課長佐藤孝志、前職は復興事業推進課参事兼用地対策室長でございます。

○復興用地課長（佐藤孝志君） よろしくお願ひいたします。

○総務課長（三浦清隆君） 復興市街地整備課長沼澤広信、宮城県からの派遣でございます。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） よろしく申し上げます。

○総務課長（三浦清隆君） 最後に、総務課長補佐三浦 浩、前職は保健福祉課高齢者福祉係長でございます。

○総務課長補佐（三浦 浩君） よろしく申し上げます。

○総務課長（三浦清隆君） 以上で紹介を終わります。

○議長（後藤清喜君） ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第4回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において11番及川 均君、12番鈴木春光君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成25年第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

本日は、平成25年度最初の議会となりますことから、初めに、今年度の行政組織及び職員体制についてご説明を申し上げます。

3月定例会におきまして行政組織条例の一部改正につきまして議決をいただきましたので、新たに復興用地課と復興市街地整備課を設置することといたしました。復興事業推進課から復興事業に係る用地に関する事務を復興用地課へ、都市計画及び復興事業に係る市街地整備等のまちづくりに関する事務を復興市街地整備課へそれぞれ移管することとし、東日本大震

災からの復旧・復興事業を効率的に推進することといたしました。

あわせて住民の福祉向上を図るため、引き続き全国の地方公共団体から合計81名の職員を、地方自治法の規定に基づき派遣をいただくこととなり、この規模は昨年度の42名から約2倍に増加しております。新規採用職員は、任期付職員5名を含む12の職員を迎えることといたしました。なお、公立志津川病院を含む全体では、プロパー職員286名、任期付職員13名、再任用職員4名、派遣職員82名の総勢385名の体制といたしました。また、復興庁職員3名を復興推進専門員として委嘱し、支援をいただくことになりました。今年度は「生活再建・住宅再建元年」と位置づけておりますので、この強力な体制のもと、より一層の復旧・復興事業の推進を図るべく鋭意努力してまいり所存でございます。

次に、デスティネーションキャンペーンについてご説明を申し上げます。「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」は、「笑顔咲くたび 伊達な旅」をキャッチフレーズに、4月1日から6月30日まで開催されます。

JRグループ6社と自治体、企業などが参画して展開する、全国規模の大型観光キャンペーンでございまして、平成20年に開催された際には、ふるさと観光講座や地域の特産を生かした食の取り組みなどが功を奏し、多くの町民の方々がかわり、“観光まちづくり”を地域活性化の手段として捉えるきっかけともなりました。

そして迎える今回のデスティネーションキャンペーンは、単に交流人口の拡大を目指すだけでなく、当町の再生に向けた願いや多くのご支援に対する感謝など、地域の一人一人の「想い」がぎっしりと詰まったものとなっております。

震災の翌月から民間の力により立ち上がった「南三陸復興市」は、先日の23日の仙台市民広場での開催に続き、今週末には「春爛漫！復興市」、そして5月には「田東山つつじまつり復興市」をテーマに、初めて会場を伊里前地区に移しての開催となります。

町内最高峰の見どころ、田東山につつじが満開になる5月中旬から6月上旬にかけては、伊里前しろうお祭りを皮切りに3週にわたり伊里前福幸商店街を軸にした地域イベントも目白押しであります。

また、多くの方々に我が町が誇るこの田東山の魅力を感じていただくため、町観光協会が主催し、期間中の毎週土日には商店街から山頂までのシャトルバスも運行されます。

このような自然資源と地域の活力、そして産物を生かした「南三陸キラキラ丼」などの食の取り組みをメインとして、数多くのお客様をお迎えしたいと考えているところであります。

今回、南三陸町としてのキャンペーンテーマを「笑顔満開！南三陸」とし、多くのお客様に



訪れていただくこと、そしてその交流によって地域もまた笑顔の花咲くキャンペーンであることが、当町の願いでもあります。

このキャンペーンを一過性の取り組みに終わらせることなく、地域の交流促進に向けたキックオフと捉え、地域活性に向けた取り組みを今後もますます推進してまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

引き続き、教育長から、戸倉小学校及び戸倉中学校の今後の学校運営に関する内容等について、ご報告をさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 教育委員会から行政報告を申し上げます。

一昨年度来取り組んでまいりました戸倉中学校の通学区域の再編であります。今般、戸倉地区の方々並びに戸倉小・中学校の保護者の方々に一定のご理解をいただいたとの判断から、昨日開催された定例教育委員会におきまして、平成26年4月1日に志津川中学校と統合し、志津川中学校を統合中学校とする旨、決議させていただきました。

今後は、統合が円滑に行われるよう、学校及び保護者の方々との連携をとりながら進めてまいると同時に、学区再編後の学校運営に支障をきたすことのないよう教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

なお、この件に関する南三陸町立学校の設置に関する条例の改正等、所要の手續きにつきましては、町長部局との調整のもと、いずれ改めまして議会に提案をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時09分 休憩

---

午前10時29分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めること

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第1号専決処分の承認を求めることついてを議題とした

します。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第1号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成25年3月31日付で専決処分を行った、南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容といたしましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、個人住民税及び固定資産税の課税の特例措置並びに延滞金等の見直しに関する細目を定めることなどであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案書のほうの3ページから8ページの部分の、南三陸町町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本則、附則からなる、ページ数にすると5枚ほどのものになりますが、お手元の議案参考資料のほうに基づいて説明を進めさせていただきたいと思っておりますのでご了承願います。

それでは、承認第1号ということで、1ページの参考資料をお開き願います。

南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定についてということで、1番に趣旨でございます。地方税法の一部を改正する法律（昭和25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、個人住民税及び固定資産税の課税特例の延長・改正並びに延滞金等の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の税制改正に関する細目を定める必要があることから、一部改正を行うものでありますということでございます。

主な内容を説明させていただきます。

まず初めに、延滞金の変更でございますが、これにつきましては、参考資料の9ページ後段から11ページにかけての部分でございます。内容といたしましては、去る3月27日、全員協議会でご説明申し上げた内容のと通りの改正ということでございまして、それを踏まえまして要点の説明をさせていただきます。この延滞金の変更につきましては、国税の見直しに合

わせた改正ということで、国税の延滞税の利率と同一のものとなります。

変更の内容といたしましては、1番目、延滞金利率を14.6%から9.3%に、それから、納付期限後1カ月以内については現行4.3%を3%に引き下げることとございます。2番目に還付加算金につきましては、4.3%から2%に引き下げ、施行期日は26年1月1日となっております。これらの利率については、現在も本則以外の部分は特例が規定されておりまして、その部分で現行有効な利率としての数値ということで捉えていただければと思います。

続きまして、2点目の個人町民税関係でございます。個人町民税の住宅借入金等の特別控除の適用期間の延長ということで、開始時期を平成25年度までだったものを29年までの4年間延長し、その周期を10年ということですので、35年から39年まで4年間延長するということ。2点目といたしまして、借入金控除の拡充を行ってございます。これにつきましては、控除限度額を26年4月建築分から所得税の課税所得に対しまして、町民税分として4.2%、金額にしますと最大8万1,900円、26年3月分まで、次の行になりますが、については現行今3%で、5万8,500円のものはこちらのほうに拡大されるということとございまして、これにつきましては平成27年1月1日からの施行となっております。

それから、次の2ページ目に移らせていただきます。

固定資産税関連でございます。これは、今年の改正でも説明申し上げておりますが、地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」ということで、従来法律で定めていた課税標準の特例措置等について、減額の程度ですね、それから適用期間の具体的内容を地方公共団体の条例に委任された形で、地方公共団体が自主的に団体の裁量でもって可能な取り組みを進めるというような内容とございまして、今回の改正部分というのは、都市再生特別措置法上と、管理協定の対象となる倉庫に係る固定資産税の課税標準の特例を定めたということで、25年4月1日から平成27年3月31日までに対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税率について標準税率を2分の1とする特例措置を講ずることとございます。施行日は平成25年4月1日ということになっております。一律に縛りをつけるということじゃなくて、それぞれの地方の裁量に任せたという部分での税率を設定させていただいたものでございます。

それから、15ページから18ページになりますが、附則部分の改正で、今年の改正時に説明させていただいております被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限等の延長に関連しまして、読みかえ規定等の改正を行っておりますが、それに合わせてこちらの説明には載せておりませんが、譲渡者の規定を新たに追加した部分があります。

最後にですが、改正条例附則については、施行期日のほか、延滞金、町民税、固定資産税

の経過措置等を規定させていただいております。その部分は最後の附則部分でございますが、この部分は議案の7ページの附則以降の部分になってございます。後段のほうの施行記述1条、2条、この辺が今申し上げました延滞金、町民税、固定資産税の経過措置と施行記述を規定したものでございます。

以上、新旧対照表の主なものの内容を説明いたしましたが、それ以外の部分が数多くございますが、この部分については引用条項の番号ずれ、国の準則等に基づく読みかえ規定等の条文の整理等よる内容となっておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） なかなか難しく、私理解に大変苦勞しております。今の説明でもなかなか難しいなと思っています。先日、全員協議会で渡された資料、これで私ちょっと見てきたんですけども、これでよろしいでしょうか。これで質問してよろしいでしょうか。大変、本当にわかりづらいというか、1つは、今説明のありましたように、執行日が専決処分なのにかかなり違っているということが1つ私ちょっと懸念されますので、その辺の説明をひとつお願いしたいと思います。

それから、保険税のところ、済みません、この全員協議会の際の参考資料で、これでちょっとよろしいですか。これでちょっと伺いたいんですが。

○議長（後藤清喜君） 10番、保険税じゃなくて、今やってる町民税の。

○10番（大瀧りう子君） 済みません。じゃあ、町民税のところですね。そうしますと、じゃあ、今先ほど質問あったところお願いします。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） はい、施行日がばらばらだというような部分に対する回答でございますが、4月1日から地方税法が改正されると。その他改正につきましても、一体の改正として地方税法が改正されておまして、条文の安定性という部分でございますが、それまでに、これを施行しておかないことによるさまざまな弊害等があるかと思われま。例えば、その施行期日前にまた新たな改正等が行われた場合の対応の部分とかですね、利害関係に不利益になる部分等、あとは、条ずれによるその空白期間の適用条文のずれ等を問題として考えておまして、国の準則に従った一体的な改正ということで捉えて、このようなご説明を申し上げる次第でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと、例えば延滞金は26年の1月1日ですよ。それから、個人町民税が27年の1月1日だと。あと、さらに、固定資産税は25年の4月1日からだと。この固定資産税だけは4月1日なんですけど、ほかの部分はまだ余裕があるわけですよ。それを一体化して今度の専決処分にするということで、ちょっと今説明なんですけど、ちょっと私は理解できないので、なぜ一体化、このように別々の施行日なのになるのかなと、その辺がちょっと不思議でしょうがなかったので、もう1度具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 新旧対照表でござんいただきますとおり、条文がそれぞれ行ったり来たりしておるといいますか、ある1つの条文を改正することによって、別な条文にもその適用が及ぶ場合ですね、その参照先が今回改正を行わないことによって条文にずれが発生するというような部分もあるということでございます。それから、例えば26年の施行前に新たな地方税法の改正等で改正を行う場合、そういった条文の改正を行わないことによるいろいろな弊害ですね、今言った条文の適用がずれてしまって、正確な法の施行ができないというような部分等もあって、今回この3月30日に公布された地方税法の改正に合わせて体系的な改正を、町税条例についても行ったということでございますので、ご理解をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） その説明は何となくわかるんですが、例えばね、私ちょっと延滞金、非常に前にも取り上げたことあるんですが、14.6%、これが9.3%になるということなので、非常に私としてはいいなと思ってんですけど、それが26年の1月1日、これこそ早く施行したほうがいいんじゃないかなと私、そういうふうな気持ちを持っていましたのでね、なぜなのかということでもあります。

それから、町民税についてもですね、この説明ですと、平成26年4月から平成29年の12月までの金額は、消費税率が8%または10%の場合ということで、この全員協議会のときの説明がされてます。これも、消費税をもう上げる見通しというか、上がるということを前提にしたこの改正かなと、そういうふう感じたのでね、この辺の説明をどうなのかなと思って質問します。これ、そういう改正を見込んだものでしょうか。これも27年の1月1日の施行日ということになってるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） ご指摘のとおりでございまして、消費税が26年4月1日から8%、それから27年10月からは10%ということで、その改正に伴う措置としての住民税の枠の拡大というような控除額の拡大というような解釈で結構かと思います。

それから、もう1点ありましたが、延滞金につきましては、国税の改正に、見直しに合わせたということでございますので、そういった記述になるということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） （3）の固定資産税、これの②の備蓄倉庫に係る固定資産税、これに関して今年度分の課税標準額2分の1を特別市措置するというようなことがあります。この備蓄倉庫、この中身というのはどういったことなんでしょう。備蓄倉庫、どういったものが対象となるのか、その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） この備蓄倉庫と申しますのは、大規模地震等の発生に伴う避難者や帰宅困難者が出た場合ですね、その方々のために水や食料等の物資を提供するための保管、その物資の保管倉庫という捉え方でございまして、都市再生特別措置法に規定する管理協定を結んだ倉庫ということでございまして、当町では現在のところ該当はございません。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 固定資産税に関して、わがまち条例ということで地方公共団体が条例を委任して、こういった条例を決められるということなので、住民にプラスとなるようなこの固定資産税の設定の仕方ができるのか。例えば、いろんな部分の固定資産税の面に関して、行政のトップが決めた形でこういった固定資産税の軽減はできるのか、この辺もう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） これにつきましては、今回の地方税法の特例の1つということでございまして、地方税法のほうの改正で特例措置を設けているということでございまして、これ以外にも固定資産税関係は地方税法のほうでの税率を定めた特例も2つ、3つほど今回の改正であるということでございます。この1点だけ、地方自治体のほうの裁量で税率を定めていいよとされたものでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） こういった特例措置が行政のほうでできるんだっつらば、住民救済とい

うことで、この備蓄した部分の倉庫が連結する自治体のほうにそういった場所を置くことでの固定資産税の軽減だけじゃなくて、いろんな住民救済という意味合いからも、固定資産税のこういった部分で軽減できる部分は行政のほうで条例を改正してしても、できれば多くこの部分で実施してほしいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） おはようございます。前者に引き続きなんですが、ただいまの固定資産税の管理協定の対象となる倉庫と。具体的には当町では該当がないということですが、今後、震災復興の政策が展開する中で、そういう可能性があるのかどうか、そういう可能性がないのか、全く、今後ですね。その辺1点。

それから、①番目の地域決定型地方税特例、税制の特例措置ということで、いわゆるわがまち特例という形なんですが、いわゆる地方公共団体が自主的に課税標準の特例を設けることができると、条例に委任することができる。地域の実情に応じた政策展開が可能な取り組みを進めるということですが、現在当町の大震災の復興の段階で、今後の政策展開の中でそういう可能性があるのかどうか、そういう特例措置の考えがあるかどうか、その辺2点お伺いします。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） この管理協定に基づく備蓄倉庫に関しましては、全員協議会の際の資料にもございますが、該当都道府県が17で、宮城県も該当しております、そのうち仙台市が地域として選定されているということで、当町には現在のところ該当がございません。

それから、政策的な部分についてということですが、町長にお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、ご質問ですが、制度をもう少し精査をさせていただきたいというふうに思います。十分な答弁でないんですが、現時点としてそういうふうな答弁しか今ちょっとできませんので、ひとつよろしくお伺いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） そうすると、備蓄倉庫に関しては今後も想定されないという理解でよろしいのかどうか。

それから、その特例措置の関係ですが、非常に地方分権というか、そういう展開が進んでいる中で、そういう1つの税制なんだろうという思いがするわけですが、いずれ相当、

これから復興に際しまして、相当まちづくりと、あるいは住民生活という形の中で、それぞれ困難性というか、大変な場面が出てくるんだらうと思います。したがって、やはり今後、こういういわゆる条例に委任する規定が出たということですので、今後の調整執行の展開の中で、やはりこういう部分も検討していかざるを得ないのだらうなというふうな思いがするわけですので。そういう趣旨で質問したわけですので。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第1号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めること

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました承認第2号専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成25年3月31日付で専決処分を行った、南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容といたしましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の軽減措置等を図るものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。



○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、承認第2号関係の説明をさせていただきます。

議案書では11ページと12ページの改正条文でございます。こちら、参考資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

参考資料20ページでございます。

南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。趣旨でございます、地方税法の一部を改正する法律、25年法律第3号が平成25年3月30日に交付され平成25年4月1日から施行することに伴いまして、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者の属する世帯の国民健康保険税について、現行の軽減措置等の内容を改正する必要があることから、今回一部改正をするものでございます。

主な内容についてご説明申し上げます。

1番の、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者の属する世帯の国民健康保険税について、現行、移行後5年目までの間、世帯平等割の額を2分の1にするという軽減措置がございましたが、これに加えてそれ以後、6年目から8年目まで、要するに3年間においても世帯平等割の額の4分の1を軽減する措置を新たに設けたということが1点でございます。

それから、2点目として、国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後5年目までの間に限り、移行したものを含めて算定するというルールを、この5年という部分を撤廃して、恒久的なものに改正するというような内容のものでございます。これにつきましては、施行期日が25年4月1日ということになっております。

以上ですね、新旧対照表の主なものの内容を説明いたしました。説明以外の部分につきましては、文言の整理や読みかえ規定の変更等でございますので、よろしくご審議お願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、東日本大震災対策特別委員会の開催のため、本会議を休憩いたします。

東日本大震災対策特別委員会の終了後、本会議を再開し、本日の議事を継続いたします。

暫時休憩をいたします。

午前 11時00分 休憩

---

午後 1時53分 開議

○議長（後藤清喜君） 東日本大震災対策特別委員会開催のため休憩しておりました本会議を開会いたします。

---

日程第7 議案第51号 財産の取得について

日程第8 議案第52号 財産の取得について

日程第9 議案第53号 財産の取得について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第51号財産の取得について、日程第8、議案第52号財産の取得について、日程第9、財産の取得について。

お諮りいたします、以上3案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本3案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本3案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第51号から議案第53号まで、財産の取得についてをご説明申し上げます。

本3案は志津川東地区における津波復興拠点整備事業用地の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） それでは、私のほうから議案第51号から議案第53号までの3議案の細部説明をしたいと思います。

初めに、財産を取得する場所についてご説明したいと思いますので、議案参考資料27ページをお開きいただきたいと思います。

また、第54号の参考資料として大きい図面なども35ページにありますので、あわせてごらんいただければというふうに考えております。

本町において津波防災の復興拠点となる市街地形成を図る津波復興拠点整備事業を計画している地区は、志津川の中央地区と東地区の2カ所がございます。そのうち24.4ヘクタールを整備する志津川東地区は、大きく総合体育館、病院の後背地に造成する西工区14.3ヘクタールと町道東浜中央線を挟んで反対側の丘陵地を造成する東工区10.1ヘクタールに分けられます。今回、先行して事業の整備を図る場所は道路を挟んだ向かい側の東工区であります。

次に、志津川東地区の東工区に係る全体計画についてご説明をしたいと思います。

今回取得する復興拠点整備事業用地の全体面積は10.1ヘクタールでありまして、その土地利用計画は公益的施設用地4.2ヘクタール、一般住宅用地1.6ヘクタール、その他として道路、公園、緑地、防災調整池が合計して4.3ヘクタールとなっております。具体的には公益的施設として病院、総合ケアセンターケア用地が3ヘクタール、役場用地0.9ヘクタールというふうな土地利用になっております。一般住宅用地の面積は1.6ヘクタールでありまして、平均330平方メートル、100坪相当の区画を48戸計画しております。道路は12メートル幅員の幹線道路476メートル、北側に大きな幅のあるものです。それと、6メートル幅員の区画道路が1,043メートルとなっております。また、公園は1カ所0.3ヘクタールを計画し、団地の周囲やのり面部分は緑地として位置づけるとともに、防災調整池を1カ所設置する予定となっております。

それから、28ページをお開きいただきたいと思います。

次に、取得する土地の筆数、地目、所有形態などにつきましてご説明をさせていただきたいと思います。3議案とも同じ着色で位置だけ違っておりますので、この28ページの資料でご説明をいたします。

初めに、着色している部分のご説明をいたします。青い太い線で囲まれている部分が事業区域であります。それから、黄色く塗っている部分が町有地であります。それから、緑色の部分は町が取得する土地で、うち赤い色の部分が議決対象の土地となっております。今回取得する予定の全体的な筆数は19筆で、現況地目は山林と畑の2地目になっており、所有者は13

名で、取得金額の合計は5,680万円ほどとなっております。13人のうち議会の議決を要する土地の所有者は先ほども朗読ありましたように、佐々木昌則氏、佐々木敏夫氏、菅原一夫氏の3名でありまして、面積は約2.1ヘクタールで、取得する全体面積の約39%、取得金額は2,250万円であります。その取得する価格につきましては、土地の取引事例を基に標準地の価格を決定し、標準値と今回取得する土地の基準によりまして、山林は1平方メートル当たり870円、畑は1平方メートル当たり2,000円と決定したものであります。また、流木につきましては、杉、松、天然林などですが、樹種ごとに本数を調査いたしまして、補償額は3名で3,497本、約390万円ほどとなっております。

以上で志津川東地区の東工区に係るご説明を終了いたしますが、よろしくご審議のほどご決定くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

大変申しわけございません。1番議員が退席しております。

質疑どうぞ。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この高台移転の土地の購入ということで、内容はわかりましたけれども、この図ですけれども、「その他公益的施設用地」という文言で示されている部分がありますね、これ具体的にどのような公益的施設なんですか。今の段階で発言できる内容のものなのかどうなのかですね。目的はどうなっています。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 現時点で想定いたしておりますのが、郵便局や金融機関などの公益性のある施設というふうに考えております。制度上は一般の商店なども可能なんですけど、やはり公益性のある施設ということで今想定しております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） その郵便局、金融機関、これはなんて言いますか、来る可能性といいですか、確実性というはどれぐらいなってるのかね、予定がされてるのかどうか。

それから、今、一般の商店という話も出たようですけれども、個人の商店という解釈でよろしいのかどうか。こういうのにこういう場所を使うんですか、一般個人の商店というもの。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） はい、今市街地整備課長が申し上げましたのは、公益的施設という概念の考え方を述べたところございまして、いずれ一般商店については、公益的

施設用地の中に造成の中でカウントできるという状況でございますけれども、この場合、先ほど申し上げました銀行とかですね、そういった公共性に近い公益的施設用地として考えているというところでございます。その部分の確実性、ここに本当に建てるのかという事業主の移行については、今もなお企画課のほうで調整中であるというふうに伺ってございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうすると、まだ調整中というか、決定ではないという部分ですよ。これからということですよ。まずもってつくっておくと、来る可能性があるからつくっておくという解釈でいいんですかね。

それからですね、こういった施設、まあいろいろ出るわけですよ。問題はこれからの道路網なんですけど、この図面を見ますとこの造成した団地の中にいろいろな道路があるわけですよ。45号線ありますね、現在の45号線、今役場から出て45号線に抜けるあれが今メインの道路なってるんですね。こういった施設が多く出ますと、この道路、今でさえかなり混みあっているんですよ。この造成した後、国道へのつながり、道路の計画というのもやっぱりつくっていかねばならないんじゃないのかなと思うんです。その辺の計画というのは今の段階ではどうなっていますかね。今の現状の道路だけでなく、山の裏側からの一本のね、造成する後ろ側から国道につながる道路の整備というのも考えていかねばならないんじゃないかなと思うんですがね。その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） はい、ちょっと資料のほうなんですけれども、先ほど午前中に特別委員会の時点で提出させていただきましたもの、A3の資料のほうに一体で整備すると説明いたしました復興拠点連絡道路、こちらのほうが今のこの東工区、あとはそれぞれ中央と西地区を結ぶ連絡道路なんですけど、こちらの東地区のほうから45号線のほうへ一旦アクセスするような形での道路にもなっておりますので、分散化というのは図れるのではないかなというふうに考えています。このほかに、図面で言う下のほうになるんですが、高台避難道路ということで計画もいたしておりますので、道路といたしましては2本新たに計画いたしております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） この病院の用地ですね、病院と総合ケアセンターの用地に、今現在は仮設の病院のところに調剤薬局があるんですけども、いろんなお年寄りのお話を聞きますと、薬が間にあわない場合は無料のバスなのでそのバスに乗れないから明日来て、薬を待つ

ているとタクシー賃がかかるというわけですね。それで、無料のバスで行きたいために翌日に回して、翌日また来て2日かかると言っている患者さんもおるんです、お年寄りの方が。ですから、今後、ここへ用地の予定はあるんですけども、この用地内にそのような調剤薬局が出るのか出ないのか、そこのところをお伺いします。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それではですね、一応、病院のほうの調剤というか、内容なんですけれども、院内調剤では今ちょっと薬剤師が足りないということで、やっぱり院が言調剤をやらざるを得ないというふうに考えておまして、この一角の中に調剤薬局の用地を確保したいと。このピンクの中ですね。というふうに今検討中でございます。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） そうすると、今後どういう交通手段ができるかわかりませんが、バスなどが出る場合もこちらのほうに停留所などが可能なわけですね。そこまではまだいつてないんですか。

○議長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 現在、公共交通機関、特にバスのほうなんです、これから時間とともに復興が進んでまいりますので、それに合わせてダイヤ改正、あるいは停留所の場所、そういったものを時系列的に整備をしなければならないということで、そろそろこちらのほうの検討にも入っておりますので、いずれ病院、あるいはケアセンターの敷地内にバスが入るようになれば、ここの停留所というようなことは可能と思います。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） ちょっと道路の話が出ましたので、私も前々から非常に期になっていたことがあるんですが、いわゆる三陸道のインターチェンジが商工団地付近にできますよね。そのアクセスが非常に変則なものになるような今現在ですと感じなんです、そうしますと、この辺非常に混雑する可能性が大でありまして、この辺をスムーズにこの商工団地側に車が流れるような道路整備がいずれ必ず必要になってくると思いますので、この辺の用地の確保といったものを検討しておく必要があるのかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょうどインターの取りつく場所と、それから今ここに来ます取りつく場所違いまして、クランク上の交差点になっております。当然、交通の管理上からいきますと非常に大変きついと言いますか、ひどい状態になっておりますので、当然1つの考え

方とすれば、今議員おっしゃるようにインターの取りつけどころを十字交差点にして、こちらに来る道路の整備というのも多分必要になってくるんだらうというふうに思っています。ただ、今の段階でそこまではっきりその、これからの動向がはっきりわからないものですから、そこもまだ検討はこれからという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） いずれ、多分この辺民有地だと思いますので、今後高台移転もそうですが、いろいろ自力で再建する方々も、この辺いろんな建物がどんどん建ってきておりまして、用地の取得だけは早めておいた方がいいのではないかと思うのですが、まあ住宅が建ってしまったらまたその辺を取得が困難になる可能性もありますので、先を読んだ形の中で計画を立てておく必要があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まあ、都市計画的な考え方も必要になってくると思います。当然、道路つくるに当たって周辺の開発なり計画があるかどうか、そして用地があるかどうか、個人の動きもございませけれども、その辺もあわせまして検討せざるを得ないなというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 私もその道路、道路族の異名を話されておるんで、道路のことについて出てきましたのでお伺いしておきたいと思います。

午前中の図面を見た方がはっきりしているのかなというふうに思うんですけども、つまり、東地区に接する道路なんですけれども、この道路はさきの説明があったように6メートルあるいは12メートルという幹線道路だと、赤で表示されている部分ですね、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。そうすると、この予定市街地に入る道路は、つまり何ぼぐらいになるんだべね。

それと、志津川中学校に通じる現在の橋からずっと下がって橋を渡るような道路のつけかえになっているんですけども、それと、この気仙沼線の関係などとの兼ね合いはどういうふうになっているのか。

それから、この道路を主として避難道というようなことも考えておられるのかどうか、その辺をちょっといまして詳しく説明していただきたいなと。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） はい、まず道路の幅員に関してなんですが、先ほどのA

3の図面、復興拠点連絡道路というふうに記載させていただいている道路ですが、幅員としては両側歩道で12メートルという道路を計画しております。図面でいう下のほうなんですけれども、こちらのほうの高台避難道路、こちらは7メートル、現時点で歩道なしで計画しております。おのおのの地区内に設置される道路なんですけれども、幹線道路というか、本線の道路と接続する部分に関しまして、同様に歩道付きの道路で、おのおのの街区、土地の街区の中だけで完結するような道路はもちろん歩道なしで車のみで6メートルということで考えております。あと、この道路を避難道路にするのかということなんですけど、名前こそ拠点連絡道路というふうについてはいますけれども、もちろん緊急時には避難される方の通行の道路にもなりますし、図面で下のほうの高台避難道路というのはまさにそういった観点で避難時にはこちらの東工区のほうに、高台のほうに避難アクセスできるような道路というような位置づけで整備することで考えております。

○議長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） JRとの関係なんですけれども、現在BRTということで運行をしております。できるだけ早い段階で線路を専用道として使いたいということで、JRのほうで今工事中ということでございますが、たまたま今議員からご指摘のあったこの助作界隈の道路の計画と、それからJRのレールとの関連性なんですけれども、いずれここは鉄路復旧という方向性が見えてきた段階で、また道路との兼ね合いが出てくるものと思われまので、ここ当分はBRTの専用道というようなことで使われるのだろうというように見込んでございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） つまり、12メートルの道路は歩道橋も兼ね合わせた道路の計画だということなのでいいですね。そういうふうに理解して。

それから、さらには市街地形成の分の道路というのは、線はないんですけども、その点もお聞きしたんですが、それが今答弁ではなかったんですけれども。避難道ですね、前々から非避難道については、例えばアリーナに上る場合にはどういうふうに考えられているのかという設問をしておいたんですけれども、私たちが考えている避難道は、こういう幹線道路と兼ね合わせた避難道でなくして、避難道は別個につくるんだという質問を今までやってきたわけなんです。それが考えられていないわけですから、そういうのが私必要じゃないかなというふうに思うんですけれども。つまり、その幹線道路まで来ないうちに災害時には渋滞で避難できかねて流されてしまったという事実があったわけですから、そういう渋滞に



ならないための避難道、これは考えておられなかったのかどうかということですよね。その点をいま少し考えて、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、鉄路、つまり気仙沼線のことにつきましては、ただいま答弁なつたとおり、当分はJRの専用道路ということで、生かしていきたいということでございますので、まずもつて、市街地形成する場所の道路は、これと接続する場合にはどういうふうになっていくのか。それから、さらには、避難道の問題を、この今図で示してある道路にするものなのか。とりあえず2つ再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 津波発生時の避難の考え方でございますけれども、いろんな調査が今行われてまして、今次災害につきましても、どういう形で避難をしたかという調査も行われたようでございます。その中で、ちょっと今資料がないので具体的な数字は申し上げられませんが、一定の距離を過ぎると車で避難する方が、自分がいる場所と避難場所の距離が一定距離を過ぎると車で避難をする方、それ以下でありますと徒歩で避難する方が余計だという結果が出ているようでございます。当然市街地、一番いいのは周辺の高台に避難するのが一番、とりあえず安全を確保するという意味ではいいかと思ひます。それで、全員が車で避難をするということになりますと、これに全部対応する道路をつくるというのは多分無理だと思ひております。ですから、1つ考え方として、車で逃げる場合の避難路、それから、緊急的にすぐ近くの高台に駆け上がるといひますか、そういう形での避難路のつくり方と、二つに考えていかなければならないというように考えております。

今回お示ししているのは、基本的に道路が通れる、それで、避難路といひますか、長期的に避難所といひますか、そういうところに通じる道路が今回掲載されているものと理解をしていただければいいのかなと思ひます。緊急的に、今津波が来たらすぐ高台に逃げるといふ道路につきましては、また別な観点から検討する必要があるというふうに考えています。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 説明は説明として、答弁は答弁としてわかるんですけどもね。私たち参考になるかどうかということで述べさせてもらった例もあるんですけども、例えば、北海道は奥尻の避難道のあり方なんですけれども、なるほど高台に避難するということもわかる。しかし、今の時代、車で逃げようとする人、あるいは通行途中で避難する人、そういう人のための避難道というのが現在のこのお示しの道路、つまり基幹道だけでいいのかというのが私の質問でございます。それは、奥尻の例を例えたとつて話したんですけども、高

台避難するのは50メートルあるいは100メートルおきにあるんですよ。それは、つまり石段を上って避難するとか、車の通行のできないような場所にはそうする。さらには、200メートル間隔で普通乗用車等々が上れるような避難道をつくってあるといことで、通行してきた車もそこへ避難できるんだというような解釈であれば、そういう道路も必要でないのかなというような質問でございます。そういうことが今回の災害を教訓として考えておく必要があるだろうというようなことでの質問でございます。

それから、さらには、先ほど前者も申し上げましたけれどもね、道路用地ならず、これは恐らくこの黄色でお示しの分については公営住宅あるいは居住ゾーンということでお示しされているようでございますけれども、山林の土地の所有を、さらに町独自でも結構だと思うんですけれども、将来のまちづくりのために、つまり新しいまちづくりのためには、この都市計画では住むだけで、商店等々はこの市街地形成の中には入っていないのではないかなというような思いがするものですから、町独自の開発事業をさらに考えられてはどうなのかなと。それは、道路も含めて、さらには居住地ということの考え方でございますから、ちょっとスケールが大きすぎるかもしれませんけれども、つまり、志津川区の市街地にあったものが高台に新しい町としてつくられるわけですから、そういう土地の確保、あるいは他から今居住地を移転している人を呼び戻すには、この居住地だけでなくして、さらには再度町独自の開発事業をして、道路の用地、さらには町の用地というものが必要であろうというふうに思うんですけれども、この辺についてはどういうふうにお考えかと。つまり、市街地の道路も含めてですよ、先ほど質問した市街地の道路も含めて、この幹線道路とどういうふうにつけていくのかどうかということですから、お願いします。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 議員のおっしゃるとおりでございまして、今回いろいろ各地域で防災集団移転整備事業を展開する予定でございまして、当然制度的に決められた制度内での宅地造成、そういった基盤整備しかできないというようなのはご案内のとおりでございまして、一方で、その後のまちづくり、まちとしての伸びしろをどのようにつくるんだと、いろんなお話もいただいておりますし、議員ご指摘のように、とりあえず被災された住民の方々が終の棲家をつくれる場所は提供できるけれども、それ以上どう伸びしろをつくっていくかと、これは将来町にとっても大きな課題であることはご指摘のとおりでございまして、ただ、現時点でそれも含めた絵も描きながら取り組むということになりますと、大変財政的な問題も当然ございますし、時間的な問題もございますので、とりあえず現時点では現行制度の中で

取り急ぎ進める部分について今作業を進めさせていただいてございますけれども、当然そういった段階においても今ご指摘あった部分等は、我々は念頭に置いておかなければならないと。したがって、開発のあり方、1の土地利用のあり方については、そういったものを意識しながら、将来伸びしろ部分をどのように求めていくかということについては十分意識をしながら今後も進めてまいりたいと。ただ、繰り返して申し上げますけれども、現時点でそれも含めて、今あわせて取り行うということについては、大変難しい問題もあるということもひとつご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。失礼しました、2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この東区一体整備というようなことでございますが、この工程表によると、志津川病院ですね、病院の整地が27年度上、予定されているわけでございますが、病院開業は24年の4月というような目標なんです、その辺において病院建設というかわりはどうなってくるんですかね。

それからですね、2号公園、0.3ヘクタール、役場の後ろといいますかね、あるわけでございますが、この役場あるいは病院が建つ位置はどうなるのか、これからその計画だろうと思うんですが、やはり公園は真ん中あたりにあったほうが後々利用価値が出てくるのかなと、そう考えるわけでございます。やはり、病院あるいは役場にはさまざまな方々がおいでになるわけでありまして、その付近に住宅が建ち並ぶということになりますと、いろんな個人情報とかですね、いろんな部分にも影響というものが出ないわけでもないのかなと。そのようなことで、公的施設とそれから個人的住居の間に公園等を設け、ある程度の空間をつくると。あるいは、この新しい高台での形成がなされた後の避難、避難はやはり公園等が中心になるのかなと思ってるんです。それで、やはりこの位置的なものは変更したほうがよろしいのかなというような考えが出たんですが、その辺はどう考えているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） はい、まず2点なんですけれども、病院の造成の関係だったんですが、これ、次の議案の中で詳細に説明させていただこうと思っていたんですけれども、資料のほう35ページですね。現状の地形からいって、造成工事のほうは図面南から北へ、図面でいう病院用地、ケアセンター用地と印あります、こちらのほうが現状高い地形となっておりますので、こちらの南側から北のほうへ向かってという造成を考えています。それで、工程的には27年度末というふうに示しているんですけれども、結果的に病院用地、ケ

アセンター用地の造成の箇所は26年の夏ぐらいには大体造成は終わるのかなと。引き続き北に向かって造成いたしておりますので、移転用地だったり役場予定地だったりというところの造成は引き続きされていって、結果的に27年度末まで終わるという工程です。

もう1点、公園は真ん中のほうがいいんじゃないかというご提案に対してなんですけれども、実は、こちらの地形のほうがちょうど今公園用地を予定してあります箇所から盛土になります。基本的には移転用地、住宅などを建てる用地のところや盛土箇所じゃないところということで考えておりますので、地形的に盛土になるような箇所を公園というふうに位置づけさせていただきます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋健治君。

○2番（高橋兼次君） そうすると、その病院建設には整地は支障がないと、そういう工程で進めるというようなことですね。

それから、その公園についてですが、ここ何メートルぐらい盛るのか。例えば住居を建てた場合にね、支障が出ないような盛土の厚みであれば、動かしても、変更しても支障がないのかなと。それが、後々利用価値が出てくるのかなと考えるわけですが、その辺あたりもう少し詳しく。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 済みません、詳しい数値手元がないので概算なんですけれども、図面から判読できる数字として約20メートル程度の盛土厚と言うんですかね、下に盛土されるので、いちばん深いところで20メートル程度盛られるのかなと。エリアといたしましても、やはり居住地、防災集団移転用地となるところは極力、切土と盛土の打継目にもならないように、配慮しておりますので、今の現時点の予定といたしましては、この公園用地、あとはこの緑地、緑になっている部分がおおむねの盛土箇所というふうに想定しております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 18ページのこの土地の関係で、畑であって山になってるのかなと、この地目です、地目ね。田んぼでありながら林になっている、そういうところいっぱいありますね、そういう内容の買収は、例えば20年も前に畑だったんだけど、みんな荒らしてね、山になっている。そういうところがいっぱいあります。そういう場合の買い取りの単価、それがどういうふうになっているのかなと。それが1点であります。

それから2点目、工事費について伺いをしますが、工事費の関係であります。この図面にて

すね、工事費の内容がそれぞれ提示されておりますが、切土工が61万立米、その中で相当の土砂が運搬されて出されていくと。今の説明では……。

○議長（後藤清喜君） 4番、この次の業務委託でもし、質疑、今の。

○4番（阿部 建君） まあ、いいですよ。ここに載ってるから、これ今説明してるから。まあ、いいです。そういうことであればそれでいいが、まあちょっと気にかかったもんだから伺いをしていますがね、どこへどのようにこれだけの大量の土砂を異動するのか、運搬するのかということでありませう。また再度やりますから。

それから、3番目、今道路の話が、道路が問題になってますね、いろんなところね。その道路が新たに道路を切り開いていくということについて、どこまでこの復興補助が認められるのかなど。例えば、今関連してるから言うわけですけれども、これだけの土砂の関係が移動する必要があると。私は、このようなものを、土砂の引きうけない、ほかに搬出するんですから、この今回の議案の中で使われるものではないんだらうと、そういうふうに想定しているわけですがね。この大量のこの土砂はどこに、どういうふうに、道路なんかこれを利用してですよ、道路づくりができないものかなというようなことを私は考えるから、今発言しているわけですけれどもね。どこまで認められるのか。道路は幾らでも数多くあったほうがいいわけですけれども、その辺が3点目。

それから、相対的に、これもこの次にする。委託で、あとの54号で質問しますから、今の3点ほど、どなたか答弁。

○議長（後藤清喜君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） それでは、私のほうから畑の評価のあり方についてちょっとご説明をいたしたいと思ひます。

現況が畑ですすね、実体として荒れている部分につきましては、不動産鑑定士から意見を求めます。それによりまして、長期間荒れている状況であればマイナス30%、それから短期間であれば10%というふうに標準のどうしても価格から落ちるといふふうな形になっております。たまたま今回の場合は長期間ということで、30%ほど落とした価格での取得価格になっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 残る2点回答いたします。

まず1点目、土のほうですけれども、どこへ搬出するのか。まず、この東工区の東地区から出る量なんですけれども、図面にも記載してありますとおり、切土工が61万立米、場内で使う

先ほどの公園部分の盛土ですね、そちらのほうに12万立米、引くことの49万立米という量が場外へ出るんですけれども、この量を低地部の市街地のほうへ今運搬することで考えております。こちらのほうは今もちろん買い取りと、防集で買い取り等は進んでますが、まだ一部未買収の土地とかもありますので、現時点で機構承諾というのを地権者のほうに確認させていただいてまして、土のほうを置かせていただくことでよろしいでしょうかということは今調査しております。

もう1点目、これらの復興道路、拠点道路であつたり避難道を新たに整備する道路をまずは工事用道路として使えないのかという件だったと思うんですけれども、議員おっしゃるとおり、我々もそのとおり考えておりまして、今ちょっとこの道路の部分に関しましては、測量等基本設計のほう進めています。一部県管理の砂防ダムが入っておりますので、まだちょっとこちらのほうの調整に今時間かかっております。今後、この東工区だったり、西工区のほうの造成が本格的になっていきますので、これに間にあうように工事のほう着手しまして、まずは一般車両通る前に、暫定でも工事車両のみの工事業道路ということで運搬することで整備して、それは事業上也全く問題ないというふうに考えていますので、そのようなことで進めていきたいと思っています。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） その道路の関係ですけれども、私は今もちろん道路、復興道路ね、これはもちろんのことですけれども、新たにこのような今後さらに西工区中央ですか、それは出てくるわけですからね。それらも恐らく残土がかなり搬出されるだろうと、出てくるだろうと。市街地も相当の面積ですからね、相当入るだろうと思いますけれども、この機会にできれば必要な道路、あるいは土盛りの必要な道路も、危険な道路もいっぱいありますからね、それらも完ぺきに、完璧でなくてもね、これらを搬出、土量を利用してつくったらいいかなど、そういうふうな事を思いまして質問をしているわけでありまして。今の質問でおおよその内容は把握するわけですが、今ほとにかくしゃくし定規だからね、確実なものがありませんから、そんなような考えで、畑、土地の関係ね、まあ30%減だというようなことで、これはいっぱいありますよ、こういう土地ね。だからそれでね、一体どうなんだろうかね、そういうふうに思ったから、鑑定士と、30%下がると、そういうことで決めて進んでいくんだということであれば、そういうものかなと思ってございます。

あと、おおよそそんなことで、次の委託でさらに質問します。大体わかりました。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これでもって質

疑を終結いたします。

これより議案第51号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は2時10分といたします。

午後1時53分 休憩

---

午後2時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第10 議案第54号 業務委託契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第10、議案第54号業務委託契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第54号業務委託の締結についてご説明申し上げます。

本案は、志津川東地区における津波復興拠点整備事業の実施に係る業務委託契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 議案第54号について細部説明させていただきます。

まず、施工場所の、改めましてご説明させていただきます。

議案参考資料35ページ、A 3の資料お開き願います。

契約の目的は、志津川東地区（東工区）津波復興拠点整備事業業務委託で、契約方法は見積徴収による随意契約、契約額は税込みで34億509万9,600円、契約相手は独立行政法人都市再生機構震災復興推進役小山潤二を相手方として契約するものです。

議案参考資料36ページのほうに4月15日付で仮契約となっております契約書のほう添付させていただきます。

業務概要についてご説明いたします。済みません、議案参考資料35ページ再度お開き願います。

業務概要ですが、着色しております志津川東地区の東工区約10.1ヘクタールにおいて、切土61万立方メートル、立米です。場内盛土12万立米、場外搬出盛土49万立米の造成工事、その他道路舗装や調整池、公園、緑地、水道施設などの工事及びこれらに係る測量や設計をUR都市機構に業務委託するものです。施工期間ですが、平成28年3月31日までを予定しており、まず、造成の方法といたしまして、地形的に高いところから低いところへ、図面でいいます南側、下のほうですね、病院用地、ケアセンター予定用地となっております南側から北側へ向けて造成を進め、平成26年の8月ごろには病院予定地、ケアセンター予定地となっておりますところの3ヘクタールにつきましておおむね造成工事のほうが完了する見込みであります。以上で議案第54号に関する細部説明を終わらせていただきます。

なお、本議案と関連してまいります今後の志津川地区内の事業展開につきましては、先ほど



特別委員会でご説明させていただきましたが、町からの業務委託を請け負ったUR都市機構において、志津川市街地の複数地区を一体的に整備する手法としてCM方式での発注を予定しております。これにより、志津川市街地の復興事業を一体的かつ集中的に施工することが可能となり、事業のスピードアップが期待されます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 工事の内容は特別委員会から引き続きわかりましたが、この委託期間ですね、平成28年の3月31日までということですか。この委託期間というのは工期とはまた違うものなのかどうかですね。先ほど来のお話ですと、この南側の志津川の病院用地は27年度までには終わると。それで、病院建設が27年度中にやれるということでした。これ、終わるのが28年の3月31日ということになっているのでね。この造成終わったときから順次そういったものの建物を建てていくというような解釈なんですかね、その辺。

この部分部分はどうなんですか。下に工程表があるんですがね、これ見るとみんな道路舗装工を除けば27年度中にみんな終わるのかなと、上期までにね。まずもってその、場所場所によってはその何て言うんですかね、造成する年度、工期というか、委託期間がどうなっているのか、その辺まずもって。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、業務委託期間というもの、工期と違うのかという建ですけど、同じです。一般的な、今回業務委託という形でURのほうと契約いたしますので、どうしても業務委託期間という言い方になりました。一応、工期、工事の工期と同じ解釈です。

もう一点目ですが、各箇所の造成のスケジュールということなんですけど、こちらの地計上ですね、やはり高いところから低いところへの造成をやろうということにしていますので、結果的に病院敷地、ケアセンター予定地のほう側からの切土工事。先ほど言った盛土部分というのがその北側に向かってありますので、そのまま押していくような形で、ただ押せないで、そこの部分もある程度造成しながらなので、イメージとしては何が何でも南側からどんどんそれだけをやっていくのではなくて、ここの10.1ヘクタールをまずほぼ同時に、これは施行着手するのは間違いないです。ただ、土のやりくりの関係で、高いところから低いところへ、結果的に南側から北側へという造成工事になりますので、タイミングといたしましては26年の8月ぐらいには病院、ケアセンター用地の3ヘクタールの造成がほぼ終わります。

そこから間もなく北側にあります将来の集団移転用地の造成も追っかけ終わってきますし、公益的施設とか、役場予定地とかですね、そちらのほうも順次終わっていくと。それを終わっていきながら、あと水道管を設置したり、道路の舗装をやったりということで27年度いっぱいまで造成工事のほうがかかるといふふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） いや、心配してるのは病院建設の日程が、日程というか着手ね、決まってるんですよね。だから、26年度の中に終わらせないとやれないんですよね、逆算で来てますから、そこでね、今回の業務委託は一体で契約結ぶわけですよね、全体。病院だけ結ぶんでないですよね。ここでしょう、東の地区。その中で3ヘクタールを病院建設の土地と。その何て言うんですか、竣工検査というのがありますよね、工事が終わって町のほうに引き渡すときの竣工検査ありますね。そのときは部分的に竣工検査やるということ。一括発注して、一括ってこの地区ですよ、一括発注してできたものから竣工検査を受けて建物が建っていくというやり方なんですか。そういうことできるんですかね。あくまでも、これは発注したものが全て終わって、竣工検査を受けて町が受け取って、それから建設ということになるのではないのかなという思いなんですよね。その辺がどうなっているのか。部分部分で、終わった段階で竣工検査を受けて建物が建っていくというやり方、そういうことはできるのかどうか。契約上の中ですね。その辺どうなってるんです。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、部分的な支払い、完成できるのかということなんですけれども、結果的にはできます。まず、その病院建設、今度上物の話になるんですけど、そちらのほうタイムスケジュールがもう載ってきますので、我々の市街地整備課としての責任といたしまして、まず造成工事を確実に終わらせようと。そちらが来年の夏ぐらいまでにはとにかく終わらせますと。引き続き、同時進行で病院の建設の段取りとかをしていただいて、その部分、もう引き渡さなきゃ、町で引き受けなきゃならないので、そこは部分的な完成検査というのをもちろん、こういうCM発注とかそういうのじゃなくて、一般的に普通の工事でもやる手法なんですけれども、部分竣工検査というんですかね、出来高検査とか、そういった手法というのはもちろんありますので、部分的にその部分の造成高だったり、面積だったりを確認させていただいて、町のほうで引き受けるという手続きを取ることで、その部分は次の事業の土台になり得るといふふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 私やっぱりさっきね、ちょっと勘違いして申し上げたと思ってるわけですが、今前者が質問したような内容ですね、お伺いしたいなと私も思ってたんですよ。できたところから即時着手してもらいたいと、病院であれ何であれね。確かにこの、討論でないからね、この新方式ね、非常にいい方法だなというふうに考えているわけだね、ぜひこの何よりもスピード感を持って進めることが可能なのかなというふうに思いますので、そういうふうにできるだけ余分な土砂ですか、大量の土が出てくるわけですからね、ここだけじゃなくて西もあれば中央もあるわけですから。それらを利用した道路づくり等についてもね、私はできるだけそのような土量を利用して、避難道路、それらでもあわせて進めていただければいいのかなと、そういうふうに思っておるところであります。それだけ、そういうことが可能なかどうかですね、再度伺う質問であります。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 基本的には各種の計画が出ておりますけれども、その中での土のやり取りをしようということで、今調整をしているところがございますので、当然、市街地を含め、盛土が大変予定されておりますので、そこは有効に使わせていただきたいというように考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第55号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

○議長（後藤清喜君） 日程第11、議案第55号平成25年度南三陸町一般会計補正予算を議題いたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第55号平成25年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、Jアラート、全国瞬時警報システムの改修整備費の追加並びに柘沢地区災害公営住宅整備事業に係る予算の組みかえ措置など、緊急性、特殊性のある事業について所要額を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、補正予算の細部説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をお開きください。

今回、歳入歳出それぞれ2,047万5,000円の補正ということで、全体の総予算に占める割合は0.03%ということでわずかな金額でございますけれども、ただいま町長が提案理由で申し上げますとおり、どうしても緊急性がある内容であるということで今回補正予算を編成させていただきました。総額で664億9,000万円の予算規模になります。これは、昨年度の同時期と比較いたしますと、昨年ちょうど5月補正予算でございましたけれども、パーセンテージにして80%の増、金額的には296億円の増の予算という形になってございます。これ24年度の最終補正でちょうど約1,000億円の予算規模になりましたけれども、今回の予算規模をちょうどあらわしますと、大体11月の補正後の予算規模に匹敵する内容という形でございます。また、予算総額のうちちょうど90%にあたる598億6,000万円が震災復興分にあたりまして、残りの10%、66億3,000万円が通常分の予算という形になります。

続いて、事項別明細についてご説明申し上げます。7ページ目、8ページ目をお開きください。

今回歳入については総務費国庫補助金のみでございます。説明欄に防災情報通信設備整備事業交付金として2,047万5,000円を計上させていただきました。これは、歳出でご説明申し上げますけれども、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの、これを整備促進を目的とする消防庁所管の補助金でございまして、ちょうど24年度の国の一次補正予算で確定した補助金でございましたが、消防庁のほうでこれを繰越まして、25年度に割り振りしてございまして、当町でこの緊急警報システム、Jアラートの施設整備に係る補助金として交付の内定してございます。補助率は100%ということで、当町含め県内7市町が補助内示を受けてござ

います。

続いて歳出でございます。

3款民生費児童福祉費の保育所費で、15号の工事請負費で2つの保育所の修繕工事を計上させていただきました。金額的には、両施設で81万2,000円でございます。まず、志津川保育所につきましては、調理室のエアコンが壊れてしまったということで、これから調理、夏場を迎えるわけで、エアコンの改修を進めていかなければいけないということで計上いたしました。それと、伊里前保育所につきましては、これもトイレが老朽化したということで、配水管の修繕費を計上させていただいております。

8款の消防費1項消防費の3目消防防災施設費でございます。15号の工事請負費に2,100万円ということで、Jアラート対応化システム整備工事計上させていただいております。これは、Jアラートの機能強化整備ということで、既に24年度Jアラートについては整備をしておりますけれども、これに付加価値を備えるということで、これから統合型の自動起動装置を役場庁舎内に設置いたしまして、基本的にはJアラートの情報を受信した際に携帯電話、こちらのほうに情報を配信するといった施設の整備の改修費でございます。考えてございますのは、主要3キャリアということなので、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、この大手主要3業者の携帯電話にその情報を発信するといった内容でございます。

次に、12款復興費5項の復興土木費2目の災害公営住宅整備事業費でございます。補正額はゼロという形でございますけれども、町長が説明で申し上げましたとおり、今回柘沢住宅20戸予定してございますけれども、当初はこれを町直接工事を発注するという形で予算を計上させていただいてございました。ただ、これを工期の短縮等を図りまして、なるべく早い時期に住民の入居に向かわせたいということもございまして、今回、直接発注方式から公募の買い取り方式へ切りかえる内容でございます。しがたいたしまして、13節の委託料と15節の工事請負費を減額いたしまして、全額公有財産購入費へ計上させていただいております。財源の組みかえはございませんので、主たる交付金の、復興交付金の財源と地方債を充当させていただきたいというふうに考えてございます。

次のページをお開きください。13款の予備費につきましては、今回の補正の財源調整のために133万7,000円ほど減額させていただいております。以上細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑どうぞ。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 今の柘沢住宅の関係、出てるんですけども、いつごろ工事についてはね、20戸ですか、公募で進めるという説明ですけども、工期を短縮するんだと、するためにというのですが、予定としてはどんな工事、地図を予定しているのか伺いをしたい。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） はい、公募型の買い取り方式への転換するというごことございまして、7月から公募の開始を予定しております。事業所の決定そのものにつきましては、9月ごろにめどをつけたいということで考えてございます。その後、敷地の造成から建築工事ということで、全体的には工事短縮まで考えますと平成26年中に入居をさせたいというのが町としてのスケジュールでございます。

○議長（後藤清喜君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第4回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時35分 閉会